

○農林水産省告示第三十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七の規定に基づき、平成十七年一月十四日農林水産省告示第七十号（オーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月十六日

農林水産大臣 石破 茂

一の(一)中「オーストラリア連邦(」を「オーストラリア(」に、「オーストラリア連邦植物防疫機関」を「オーストラリア植物防疫機関」に、「オーストラリア連邦内」を「オーストラリア内」に改め、同(二)中「オーストラリア連邦の」を「オーストラリアの」に、「オーストラリア連邦植物防疫機関」を「オーストラリア植物防疫機関」に改める。
二及び四の(一)中「オーストラリア連邦植物防疫機関」を「オーストラリア植物防疫機関」に改める。

六の(一)中「オーストラリア連邦」を「オーストラリア」に改め、同(二)中「オーストラリア連邦植物防疫機関」を「オーストラリア植物防疫機関」に改める。

七の(二)中「行われた」を「行われている」に改め、同(三)中「行われた」を「行われている」に、「オーストラリア連邦植物防疫機関」を「オーストラリア植物防疫機関」に改め、同(四)中「行われた」を「行われている」に改め、同(五)中「開始された」を「開始されている」に改める。

九中「オーストラリア連邦植物防疫機関」を「オーストラリア植物防疫機関」に改める。